

地下水と土を育む農畜産物等認証 実施要領

第1 趣旨

この要領は、「地下水と土を育む農業推進条例」（以下「条例」という。）に基づき、本県の宝である豊かでおいしい地下水と肥沃な土の恩恵を後世に引き継いでいくため、地下水と土を育む農産物、畜産物、加工食品（以下「農畜産物等」という。）の生産の基準を定め、当該生産基準に則して生産された農畜産物であることを認証するとともに、地下水と土を育む農畜産物等として消費者に提供するため、必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

1 地下水と土を育む認証農産物

地下水と土を育む認証農産物（以下「農産物」という。）とは、条例第2条に基づく農業で生産され、別紙1に定める地下水と土を育む農産物生産基準（以下「生産基準」という。）に則して生産された農産物をいう。

2 地下水と土を育む認証畜産物

地下水と土を育む認証畜産物（以下「畜産物」という。）とは、条例第2条に基づく農業で生産され、別紙2に定める地下水と土を育む畜産物飼養基準（以下「飼養基準」という。）に則して生産された畜産物をいう。

3 地下水と土を育む認証農畜産物加工食品

地下水と土を育む認証農畜産物加工食品（以下「加工食品」という。）とは、前項の農産物及び畜産物を原材料として製造され、別紙3に定める地下水と土を育む認証農畜産物加工食品製造基準（以下「加工基準」という。）に定める基準を満たした加工食品をいう。

4 認証

認証とは、熊本県知事（以下「知事」という。）が第3に定める認証基準に基づいて確認する行為をいう。

5 生産工程管理責任者

生産工程管理責任者（以下「責任者」という。）とは、農産物、畜産物及び加工品の生産管理状況を調査確認し、必要に応じて指導を行うもので、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 農業協同組合の長、集荷団体の長、法人の長、農業者の組織する団体等の長
- (2) 企業の長、及び企業の長が指名した生産部門の長
- (3) その他、知事が適当と認めるもの

6 生産者

生産者とは、農産物及び畜産物の生産及び栽培管理等を行うもの（法人の構成員を含む）であり、生産、加工製造及び出荷に関し、第3に定める認証基準に則し適正な管理ができる者をいう。

第3 認証基準

認証基準は次の各号のとおりとする。

- 1 農産物：生産基準に基づく生産を実施していること。
- 2 畜産物：飼養基準に基づく飼養を実施していること。
- 3 加工食品：加工基準に基づく加工を実施していること。

第4 認証申請及び認証

- 1 認証を取得しようとする責任者は、地下水と土を育む農畜産物等認証申請書（別記第1号様式）に定める書類を添付し、知事に提出するものとする。なお、認証申請書の提出は、認証を受けようとする農畜産物等の生産を開始する1か月前までに行わなければならない。
- 2 申請を受けた知事は、審査の結果適正であると認めるときは、当該農畜産物及び加工食品の認証を行い、認証番号を付して地下水と土を育む農畜産物等認定証書（別記第2号様式）を責任者に送付する。
- 3 知事は、認証を行うにあたり必要な場合は、市町村、農業団体等から生産状況等を聴取するほか、生産者及び責任者からの聞き取り調査及び現地調査を行うことができる。

第5 計画の変更及び生産の中止

- 1 責任者は、生産を中止又は申請時の計画に大幅な変更が生じる場合は、地下水と土を育む農畜産物等認証変更申請書（廃止届）（別記第3号様式）を知事に提出するものとする。
なお、大幅な変更とは、生産するほ場の変更、生産者の追加等地下水への負荷が計画から変更になる場合。
- 2 知事は、計画の変更内容を審査し、その結果、適正と認められる場合は、再認証する。
- 3 生産又は製造の中止は廃止届を知事が受理することをもって承認される。

第6 認証の期間

認証の期間は認証後3年間とする。なお、申請により認証期間を更新することができ

ることとする。

第7 認証の更新

認証の更新は、新規申請と同様の手続きとする。

第8 表示

- 1 認証マークの取扱いは、別紙4のとおりとする。
- 2 認証を受けた責任者は、別紙4に定める認証マークを出荷容器等に貼付又は印刷し、農畜産物等を販売することができる。
- 3 農産物及び畜産物を加工食品の原材料とする場合は、送付状、納品書等に認証を受けていることを明記することで表示に替えることができる。

第9 実績報告

責任者は、地下水と土を育む農畜産物等の取扱実績を取りまとめ、毎年度生産又は加工製造終了時又は、収穫等翌年5月1日までに地下水と土を育む農畜産物等認証実績報告書（別記第4号様式）を知事に提出するものとする。

第10 法令遵守及び責務

- 1 責任者及び生産者は、次の各号の法令等を遵守しなければならない。
 - (1) 肥料取締法
 - (2) 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律
 - (3) 農薬取締法
 - (4) 食品衛生法
 - (5) 地下水と土を育む農業推進条例
 - (6) 熊本県食の安全安心推進条例
 - (7) その他環境保全及び食の安全性の確保に関する法令等
- 2 生産者は、次の各号に定める責務を負うものとする。
 - (1) 生産履歴を記帳し、栽培した翌年から起算して3年間保管すること。
 - (2) 生産基準、飼養基準を遵守すること。
- 3 責任者は、次の各号に定める責務を負うものとする。
 - (1) 瑕疵により認証制度に対する信頼を失墜させないように努めること。
 - (2) 生産計画に基づき適正な生産管理の指導に努め、その取組内容を記帳し、栽培した翌年から起算して3年間保管すること。
 - (3) 出荷先及び出荷数量等の流通実績について記帳し、管理すること。

(4) 認証マークの使用について、適切な管理を行うこと。

4 その他

(1) 責任者及び生産者は、農業生産工程管理（GAP）やハサップ（HACCP）に取り組むことが望ましい。

第11 認証の取消し

- 1 知事は、第3の規定による認証基準に適合しないと認める事由が発生したことを確認した場合は、直ちに当該認証を取消し、併せて、責任者に対して認証マークの使用を中止させ、認定証書を返納させるものとする。
- 2 知事は、責任者が認証マークを不正に使用したことを確認した場合は、前項と同様に取扱うが、併せて、翌年から起算して3年間は、当該責任者に係る認証を行わないものとする。

第12 立ち入り調査及び改善指示

- 1 知事は、必要に応じて生産計画等に則し適正な栽培及び流通管理が行われているかについて、責任者及び生産者に報告を求め、記録簿等の提示を求めるとともに、現地調査及び当該農畜産物等の抜き取り調査を実施することができる。
- 2 知事は、前項の調査の結果、必要と認める場合は、改善のための措置を講ずるよう責任者及び生産者等に指示することができる。

第13 業務委託

- 1 知事は以下の業務を、委託することができる
(1) 第4、第5、第9、第11及び第12の認証に関する業務
- 2 知事が前号に定める業務を外部に委託した場合には、それぞれの条文の「知事」は「受託者」に読み替えるものとする

第14 その他

この要領に定めるもののほか、地下水と土を育む農畜産物等の取扱いに関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。